

## 安全保障輸出管理手続きマニュアル

I	技術の提供等を行う場合の手続き等について	
1	管理体制について	2
2	手続きフロー	3
3	対象者	4
4	手続きの流れ（手続きフロー参照）について	4
5	事前確認シート	4
6	審査票	4
	輸出管理事前確認シート〔技術の提供，貨物の輸出用〕	5
	輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕	9
	輸出管理事前確認シート〔外国人訪問受入用〕	11
	輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕	14
	審査票	17
	二次審査申請内申文例	19
	日本大学安全保障輸出管理規程	20
II	安全保障輸出管理とは	
1	安全保障輸出管理の必要性	24
2	大学が安全保障輸出管理に取り組む必要性	24
3	リスト規制とキャッチオール規制	26
4	技術の提供等の許可申請	34
5	居住者及び非居住者について	34
6	法令違反に対する罰則	35

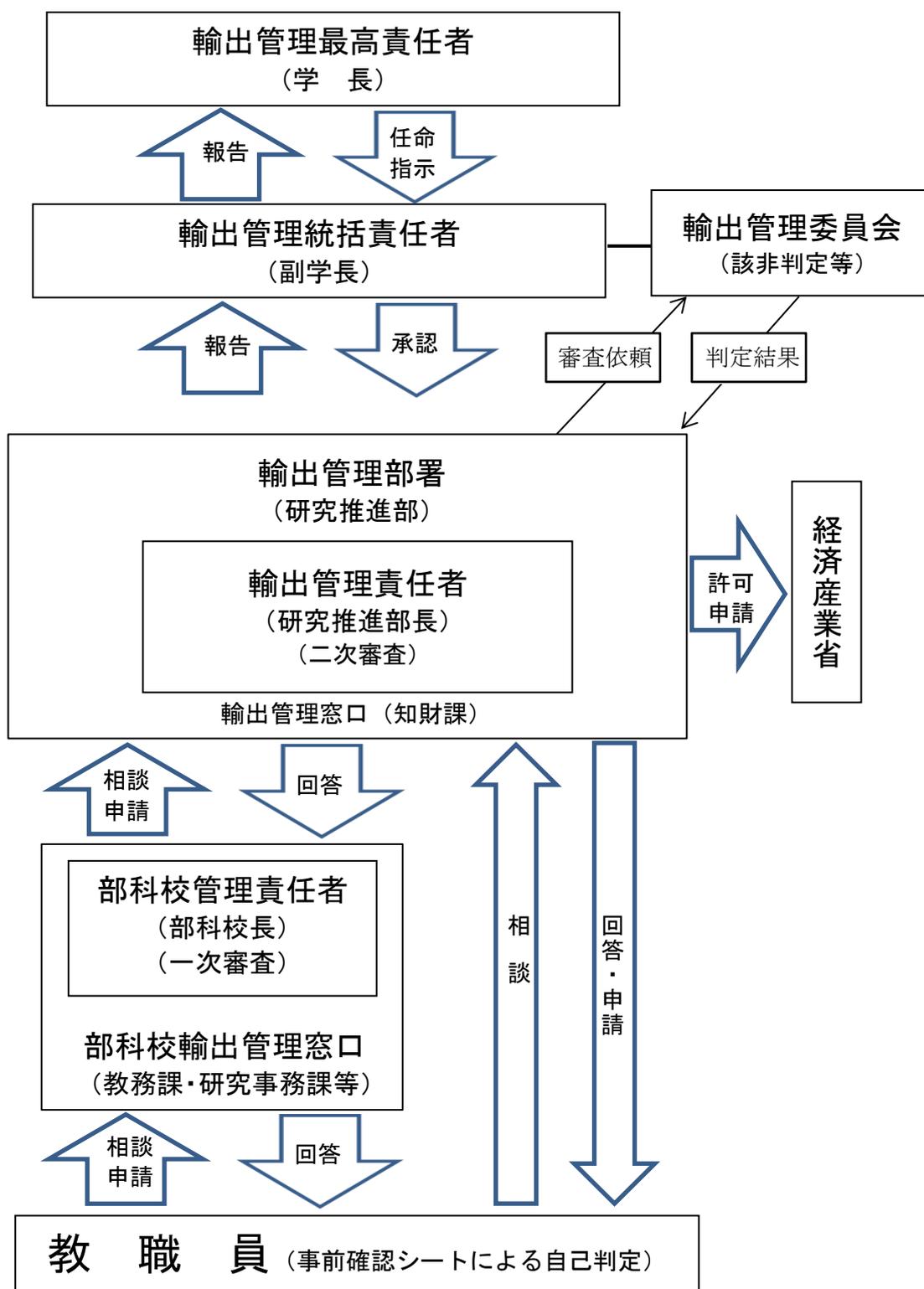
## I 技術の提供等を行う場合の手続き等について

本学では、安全保障輸出管理について、外為法等の関係法令を遵守するため本学における管理体制及び必要な手続きを定めた日本大学安全保障輸出管理規程（平成30年4月1日施行）を制定しました。

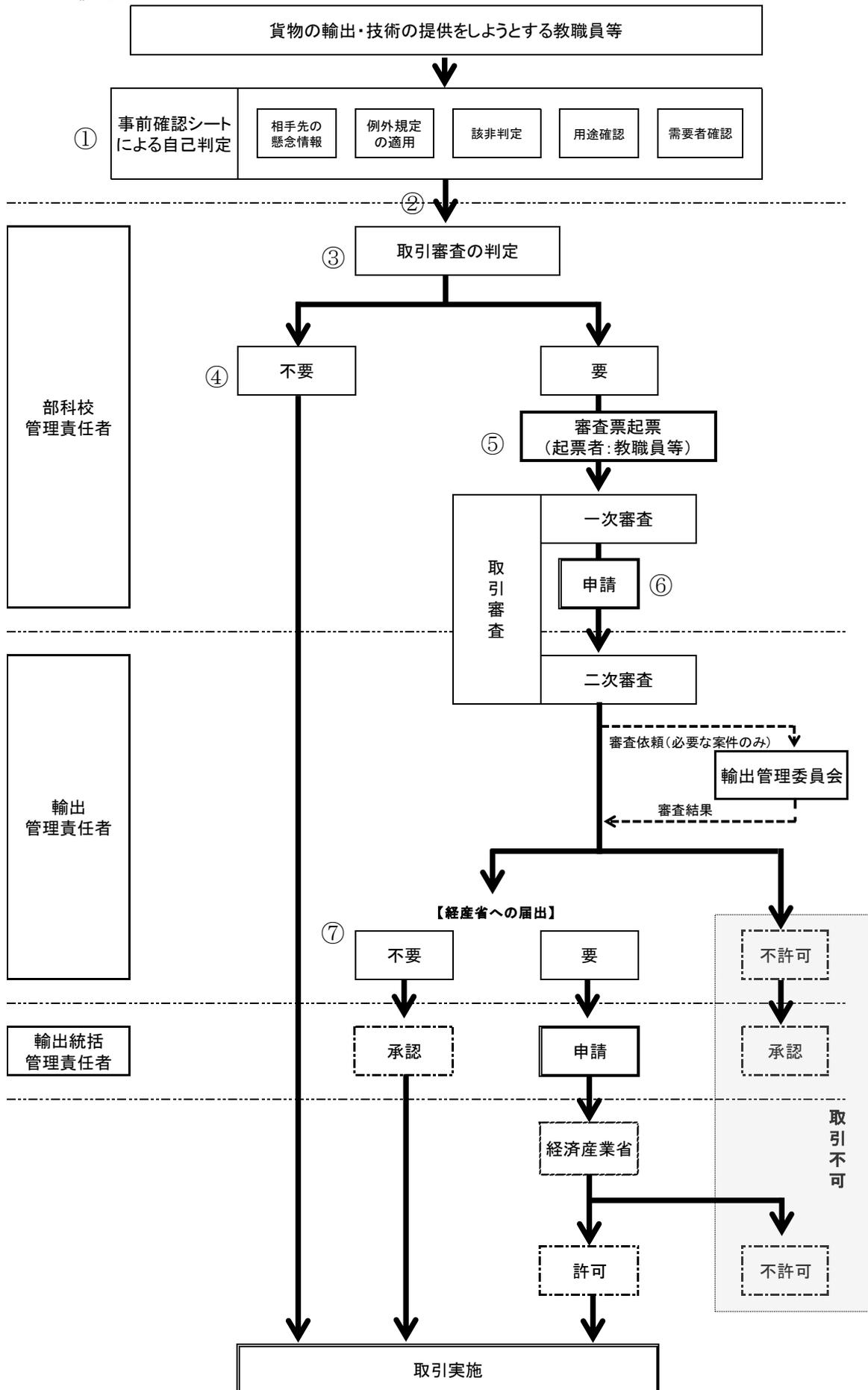
以下、具体的な手続き等を説明します。

## 1 管理体制について

## 日本大学安全保障輸出管理体制図



2 手続きフロー



### 3 対象者

技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等

※ 教職員等とは

- (1) 役員，教員，職員，研究員その他大学に雇用される者
- (2) 学部，大学院，及び短期大学部に在籍する学生（研究生等を含む）

※ 貨物の輸出とは，外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいいます。

※ 取引とは技術の提供又は貨物の輸出をいいます。

### 4 手続きの流れ（手続きフロー参照）について

- ①技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等（申請者）が事前確認シート（〇〇）により自己判定を行います。
- ②申請者は，部科校輸出管理窓口（研究事務課・教務課等）に事前確認シートを提出して下さい。
- ③部科校管理責任者（部科校の長）が事前確認シートにより取引審査の判定を行います。
- ④部科校管理責任者は，取引審査が不要な場合，申請者に技術の提供や貨物の輸出の許可を通知します。→取引許可
- ⑤取引審査が必要な場合は，申請者は審査票を起票して，部科校輸出管理窓口へ提出します。
- ⑥部科校管理責任者が一次審査（審査票の確認）を実施のうえ，輸出管理責任者（本部研究推進部長）へ二次審査の申請を行います。
- ⑦二次審査の結果を輸出管理責任者（本部研究推進部長）から，部科校輸出管理窓口（研究事務課・教務課等）を通じて，申請者へ通知します。

**申請者は，取引許可の通知があるまでは，取引（技術の提供や貨物の輸出）は，できません。**

※二次審査では，本部で次のことを行います。

- ・輸出管理責任者（本部研究推進部長）は，事前確認シート及び審査票で経済産業省への手続きが必要か否か判定を行います。
- ・必要に応じて輸出管理委員会への審査を依頼します。

### 5 事前確認シート

事前確認シートは，4種類あり，その目的に応じて使い分けてください。

- ① 技術の提供，貨物の輸出用（提出先：研究事務課等）  
技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等が，国内に滞在した状態で，海外又は国内の非居住者へ技術を提供する，若しくは貨物を輸出する場合に使用します。
- ② 留学志願者用（提出先：教務課等）  
教員が，主に大学院の留学志願者から出願の事前相談等を受けた際に使用します。
- ③ 外国人訪問受入用（提出先：研究事務課等）  
留学志願者以外の外国人を受入れる際に，受け予定の教職員が使用します。
- ④ 外国出張用（提出先：研究事務課等）  
教職員が，外国に出張する際に携行品等の確認のために使用します。  
出張の手続きに先行して確認を行うようにしてください。

### 6 審査票

部科校管理責任者が，取引審査が必要と判定した際に，技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等に審査票の起票を指示します。

技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等は，審査票を起票し，事前確認シートとともに，部科校管理責任者に提出します。

## 輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕

本シートは、申請者が国内に滞在した状態で、海外又は国内の非居住者へ技術を提供する、若しくは貨物（※）を輸出する（国内の企業等へ貨物を譲渡し、その企業が輸出する場合も含む）場合に使用する事前確認シートです。

必要事項を記入し、□のある欄について該当する場合は、□にチェックを入れてください。（外国出張するときは、別の事前確認シートを使用してください。）

※「貨物」とは装置や機器、試料等を指します。

	申請者	記入日	年	月	日
所属	学部・学科	学部	学科		
	専攻・研究室等				
研究分野					
申請者資格・氏名					
連絡担当者（※）					
連絡先		電話 Email			

（※）申請者と連絡担当者が異なる場合は、連絡担当者欄に氏名をご記入の上、連絡先欄に連絡担当者の連絡先をご記入ください。

### 1 海外への技術の提供、及び国内での非居住者への技術の提供

#### □技術を提供する。

- 提供する技術はすべて公知である。（既に公に開示された論文、市販の専門書、教科書等は公知です。）
- 技術を公知とするために提供する。（学会等で技術を広く公にするために発表する等。）
- 工業所有権を申請するために、必要最低限の技術を開示する。

### 2 貨物の輸出（国内の企業等へ貨物を譲渡し、その企業が輸出する場合も含む）

#### □貨物を輸出する。

輸出する貨物は、自作品（自分で製作した機器や試料等）ですか、購入品ですか？

- 自作品       購入品       購入品に、変更、改造等を施したもの

上記の1、2の確認の結果、以下の①、②のいずれかの場合には、3以降の確認は必要ありません。この事前確認シートを部科校輸出管理窓口（研究事務課等）に提出してください。また、②の場合は技術の提供を進めてください。

- ① 技術の提供も、貨物の輸出も行わない場合
- ② 貨物の輸出は行わず、技術の提供を行うが、提供する技術がすべて公知の場合、技術を公知にするために提供する場合、または工業所有権を申請するために必要最低限の技術を開示する場合。

上記の①、②に該当しない場合は、確認が必要な技術の提供又は貨物の輸出がある場合に該当します。次の3、4について回答した後に、この事前確認シートを部科校輸出管理窓口へ提出してください。

## 3 輸出先の国名（仕向国）、相手先、提供の予定日

輸出先の国名（仕向国） 及び受取人	国名	
	受取人 （組織名等）	
輸出先の国が該当するか確認してください。	<input type="checkbox"/>	懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）
	<input type="checkbox"/>	国連武器禁輸国・地域【注1】
	<input type="checkbox"/>	ホワイト国【注2】
	<input type="checkbox"/>	上記以外の国
相手先	<input type="checkbox"/>	外国ユーザーリストに掲載された組織【注3】
	<input type="checkbox"/>	軍、国防省、軍需部門を持つ組織等
	<input type="checkbox"/>	上記以外の組織
輸出・提供の予定日	年	月 日

## 【注1】国連武器禁輸国・地域

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、中央アフリカ（イラクと北朝鮮は、懸念国にも該当しています。）

## 【注2】ホワイト国（26か国）

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク

## 【注3】外国ユーザーリストに掲載された組織

外国ユーザーリストに掲載されている組織等が属している国・地域（12か国）は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、エジプト、レバノン、パキスタン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦です。

したがって、これらの国以外に所在する組織は外国ユーザーリストに該当しません。

外国ユーザーリストは、経済産業省安全保障貿易管理のホームページでご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

## 4 事前確認事項

技術の提供又は貨物の輸出をしようとする場合、該当する項目をチェックしてください。

 技術の提供

技術を提供する場合は、その技術の名称、概要を記入してください。

--

 貨物の輸出（自作品（改造機器・試料を含む） 購入品）

技術を提供する場合は、その技術の名称、概要を記入してください。

--

※懸念のある回答に網掛けしてあります。

<p>設問1</p>	<p>以下のいずれかに該当するか確認してください。</p> <p>① 輸出貨物又は提供技術が、兵器等の開発等に用いられる、又は用いられる疑いがある。若しくは、相手先が兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが入手した文書等に記載されている。</p> <p>② 入手した文書等によって、輸出貨物又は提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。</p> <p>③ 入手した文書等によって、輸出貨物又は提供技術が、外国の軍又は警察等若しくはこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット又は無人航空機の開発等があることを知っている。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p>	<p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>設問2</p>	<p>以下のいずれかに該当するか確認してください。</p> <p>(技術)</p> <p>① 無償の経済協力等に関する二国間協定等に基づいた取引</p> <p>② 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引                  ※ 基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。                  「大学での基礎研究」が無条件で「基礎科学分野の研究」ではないのでご注意ください。</p> <p>③ 公知の技術を提供する取引</p> <p>④ 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のもの取引</p> <p>⑤ プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のもの取引</p> <p>⑥ 市販のプログラムに関する取引</p> <p>上記の①～⑥のいずれかに「はい」と回答された場合は、設問3に回答してください。</p> <p>(貨物)</p> <p>① 製造企業から購入した貨物であって、当該製造企業から非該当証明書が発行されているものをホワイト国に輸出する</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p>	<p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>設問3</p>	<p>設問2の(技術)の①～⑥のいずれかに「はい」と回答された方は、以下に「はい」とチェックされた項目の番号とその理由、状況等をご記入ください。(記入欄が足りない場合は別紙を添付してください)。</p>		
<p>項目番号</p>	<p>理由・状況</p>		
<p></p>	<p></p>		
<p></p>	<p></p>		
<p></p>	<p></p>		

※ 設問2の例外規定のいずれにも該当しない場合には、該非判定・取引審査の手続きが必要になり

- ます。
- ※ 設問2の例外規定に該当する場合であっても、訪問国又は相手先の状況、設問1のいずれかに「はい」が一つでもある場合、若しくは設問3の理由が例外規定に該当しない可能性があると判断される場合には、該非判定・取引審査が必要となる場合があります。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

取引可

「審査票」の起票を要する

部科校責任者

年 月 日

## 輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕

留学志願者から出願の事前相談等を受け、かつ事前確認シートにより以下の懸念対象の場合は、部科校輸出管理窓口（教務課等）に事前確認シートとパスポート又は在留カードの写しを提出して下さい。

- 懸念対象：（１）懸念対象国 下表⑤記載の国（２０１７年７月現在）  
 （２）大量破壊兵器関連の研究専攻及びそのおそれ  
 （３）その他軍事関連情報入手（軍事関連の職歴，近親者の軍関連在職など）

1 受入予定指導教員 記入日 年 月 日

学部・研究科等	
資格・氏名	
連絡先	電話 Email

2 志願者情報（該当する項目の場合、□にチェックを入れてください）

①志願者 氏名・生年月日・性別	氏名（カナ） 氏名（パスポート記載のアルファベット） 生年月日 年 月 日（ 歳） □男性 □女性
②連絡先	
③入国予定	<input type="checkbox"/> 入学時に日本入国予定 <input type="checkbox"/> 日本滞在中（6か月未満） <input type="checkbox"/> 既に6か月以上日本滞在中（在留資格 ）
④受入期間	入学予定年月 年 月 卒業予定年月 年 月
⑤国籍 （懸念対象国）	<input type="checkbox"/> アフガニスタン <input type="checkbox"/> アラブ首長国連邦 <input type="checkbox"/> イスラエル <input type="checkbox"/> イラン <input type="checkbox"/> インド <input type="checkbox"/> パキスタン <input type="checkbox"/> シリア <input type="checkbox"/> イラク <input type="checkbox"/> 中国（香港を含む） <input type="checkbox"/> 北朝鮮 <input type="checkbox"/> エジプト <input type="checkbox"/> 台湾 <input type="checkbox"/> エリトリア <input type="checkbox"/> 中央アフリカ <input type="checkbox"/> コンゴ民主共和国 <input type="checkbox"/> スーダン <input type="checkbox"/> ソマリア <input type="checkbox"/> レバノン <input type="checkbox"/> リビア <input type="checkbox"/> 上記以外
⑥現在の居住地	（国・都市名） <input type="checkbox"/> 上記懸念対象国の場合チェックを入れてください
⑦海外での学歴及び学修研究内容	（卒業又は卒業見込みの大学名，学部，学科） （卒論テーマなど学修・研究内容）
⑧最新職歴 （機関名及び所在地）	（職歴を有する場合）
⑨留学目的	（日本在学中の研究内容）
⑩大量破壊兵器関連貨物技術の提供の有無	（教育・研究テーマで接触する可能性） <input type="checkbox"/> 武器・兵器 <input type="checkbox"/> 原子力・核関連技術 <input type="checkbox"/> 化学製剤及び製造装置（熱交換器，ポンプなど） <input type="checkbox"/> 細菌製剤の原料生物，凍結乾燥機など <input type="checkbox"/> ミサイル，ロケット，無人航空機，加速度計など <input type="checkbox"/> 無し 規制貨物詳細確認 URL： <a href="http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html">http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html</a>

①その他	□その他懸念事項 ( )
------	-----------------

該非判定	可 ・ 否	※輸出管理部署にて記載
------	-------	-------------

参考情報：

◆大量破壊兵器関連貨物の規制対象貨物とその技術（主要な一部）

武器・兵器	原子力・核関連	化学兵器・生物兵器	ミサイル関連
銃砲・銃砲弾	核燃料物質・核原料物質	弁・ポンプ・バルブ	人造黒鉛・推進薬
火薬類・軍用燃料	重水素・重水素化合物	毒性物質の原料	無人航空機・
軍用車両・船舶・航空機	数値制御工作機械	熱交換機，反応器，貯蔵容器	ジェットミル・ノズル
防潜網・装甲板	炭素繊維	クロスフローろ過器	加速度計
軍用ヘルメット・防弾衣	周波数変換機	凍結乾燥機	振動試験装置
軍用細菌製剤	真空ポンプ・遠心分離機	密閉式発酵槽	アビオニクス装置
軍用生体高分子 など	直流電源装置・測定装置 など	軍用細菌製剤 など	ロケット関連 など

◆規制対象貨物分類一覧（通常兵器関連貨物）

先端材料	材料加工	エレクトロニクス	コンピュータ
通信関連	センサー・レーザー	航法関連	海洋関連
推進装置	その他機微品目		

- ・規制対象の詳細は経産省安全保障貿易管理ホームページで確認できます。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

- ・大量破壊兵器関連貨物・技術は経産省の許可取得が極めて困難なため、関連する研究活動に着手できない場合や研究テーマ変更の可能性も考慮しておく必要があります。
- ・通常兵器関連貨物・技術も提供の際は経産省の許可を必要とする場合があります。この許可は一定期間の審査で許可取得できる予定のため留学生の在籍中に許可申請することになります。
- ・規制対象か否かの判定及び許可申請手続き等は研究推進部輸出管理担当に相談してください。

◆外国ユーザーリスト；（508の企業・団体・研究機関・大学などが掲載）

国名	掲載数	うち掲載大学数（ ）及び大学名
アラブ首長国連邦	2	
アフガニスタン	8	
イスラエル	2	(1) Ben-Gurion University
イラン	209	(12) University of Tehran, Iran university of Science and Technology 他
インド	4	
エジプト	1	
シリア	20	(2) University of Aleppo, Damascus University
パキスタン	52	
北朝鮮	143	(5) 金日成総合大学, 平壤技術大学, 国防大学, 化学工業大学, 金策工業総合大学
台湾	1	
レバノン	3	
中国・香港	63	(5) 北京航空航天大学, 哈爾濱工業大学, 西北工業大学, 中国電子科技大学, 国防科学技術大学



## 3 出身国名, 所属, 予定等

出身国	
所属	(※受入人物の本学への受入前の所属組織, 部署等をご記入ください。)
	※受入人物が, 過去に外国ユーザーリスト掲載機関に所属していた場合には, 以下に当該機関名及び所属期間をご記入ください。
	外国ユーザーリスト機関名
	所属期間 ~
受入予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 ( 年 ヶ月 日 )
提供予定の技術の名称・概要	

## 4 事前確認事項

設問 4	受入人物及び相手先組織の状況について回答してください。 ① 受入打診前に研究分野や内容を変更したり, 頻繁に所属を変更(転職を繰り返す等)する等, 受入人物に不審な点がある。 ② 受入人物が, 将来本国に帰国し, 軍事関連部門や軍需企業に就職することを今までの連絡から知っている。 ③ 提供技術が, 兵器等の開発に用いられる, 又は用いられる疑いがある。若しくは, 受入人物が所属する(していた)機関が, 兵器等の開発, 製造, 貯蔵を行っていることが, 入手した文書等に記載されている。 ④ 入手した文書等によって, 提供技術が, 核融合に関する研究, 核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる, 又は用いられる疑いがあることを知っている。 ⑤ 入手した文書等によって, 受入人物が所属する(していた)機関が, 外国の軍若しくは警察等であるか, 又はこれらの者から委託を受けた組織であり, 化学物質・微生物・毒素の開発等, ロケット若しくは無人航空機の開発等, あるいは宇宙に関する研究を行う, 又は行う疑いのあることを知っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
設問 5	受入人物の出身組織と本学との間の契約の有無, 雇用関係等について回答してください。 ① 受入人物の出身組織と本学との間に, 共同研究, 受託研究等の契約が締結されている。 ② 受入人物は, 日本に入国後6か月以上経過している。 ③ 受入人物は本学で雇用する(予定である)。 ④ 本学以外の国内の事業主と受入人物との間で雇用関係(予定も含む)がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

設 問 6	<p>受入人物に提供する技術が下記のいずれかに限定される。又は、少なくとも雇用関係を締結若しくは日本に入国後6か月を経過するまでの間に提供する技術が、下記のいずれかに限定される。</p> <p>① 基礎科学分野の研究活動において提供する技術</p> <p>※ 基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。「大学での基礎研究」が無条件で「基礎科学分野の研究」ではないのでご注意ください。</p> <p>② 公知の技術</p> <p>※ 公知の技術とは、明らかに市販されている書籍や、不特定多数の者に公開された予稿集やWEBへ掲載された論文、資料等で、公開されていることを示し得るものです。提供する技術が公知である場合には、これらの一覧やコピーを保存しておいてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
設 問 7	<p>設問6のいずれかに「はい」と回答された場合のみ、以下に「はい」とチェックされた項目の番号とその理由をご記入ください。 (記入欄が足りない場合は余白をご利用いただくか、別紙を添付してください)。</p>		
番号	理由		

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

取引可

「審査票」の起票を要する

部科校責任者

年 月 日



## 設問2 技術の提供を行いますか？

技術の提供を行うか否かチェックしてください。装置や機器の使用・操作方法の説明や、コンピュータ・プログラムの提供も技術の提供となりますので注意してください。

- 技術の提供を行わない。→以下を確認し、該当すればにチェックしてください。
- ① 技術を記録した資料又はUSBメモリー等の記録媒体を携行しない。
  - ② 技術を記録した資料又はUSBメモリー等の記録媒体を携行するが、これらは自己のみが使用し、外国でその技術の開示、説明等を行うことはなく、その資料や記録媒体等を譲渡することもない。
  - ③ 外国の人（非居住者）へ技術を（資料等を使用せず）口頭のみで説明することも行わない。
- 技術を提供する。→以下を確認し、該当すればにチェックしてください。
- ① 提供する技術はすべて公知である。  
（既に公に開示された論文、市販の書籍、教科書等は公知です。）
  - ② 技術を公知とするために提供する。（学会等で技術を広く公にするために発表する等）
  - ③ 工業所有権を申請するために、必要最低限の技術を開示する。
  - ④ 未公開の（未だ公知でない）技術を特定の相手先や研究者等に提供、開示する。
  - ⑤ 装置や機器の輸出に際して、使用、操作のための説明書や技術資料を提供する。  
又は、相手先に口頭で説明する。
  - ⑥ 一般に市販されていないコンピュータ・プログラムを提供する。
  - ⑦ 一般に市販されていないコンピュータ・プログラムの使用説明書等の資料を提供する。

技術を提供する場合はその名称、概要を以下に記入してください。参考となる論文や資料があれば添付してください。

技術の名称、概要

## 設問3 出張先で訪問する組織（国際会議出席等の出張で特定の組織を訪問しない場合はチェックは不要です。）

以下の①～③に該当するか確認してください。

- ① 訪問先の組織が兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが入手した文書等に記載されている。 はい いいえ
- ② 訪問先の組織は、軍隊・警察（国境警備隊、海上保安等を含む）又は軍事関連企業等である。 はい いいえ
- ③ 訪問先の組織に貨物又は技術を提供する予定であり、かつそれらが下記の用途に使用される、又はその疑いあることを入手した文書等によって知っている。
  - (1) 兵器等の開発等 はい いいえ
  - (2) 核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発、製造、使用等 はい いいえ
  - (3) 軍用に用いる化学物質、微生物、毒素やロケットの開発、製造又は宇宙に関する研究 はい いいえ

以下は輸出管理部署等担当者の確認欄です。

【設問1の回答】 ③がチェックされている場合、貨物はリスト規制に該当するか？

該当  非該当  不明あるいは疑問あり

【設問2の回答】 技術を提供し、④～⑦がチェックされている場合、技術はリスト規制に該当するか？

該当  非該当  不明あるいは疑問あり

【設問3の回答】 a) 「はい」が1個以上ある。 b) すべて「いいえ」である

【訪問国】

A)  アフガニスタン  アラブ首長国連邦  イスラエル  
 イラン  インド  北朝鮮  
 シリア  台湾  中国（香港を含む）  
 パキスタン  エジプト  レバノン

B)  イラク  エリトリア  コンゴ民主共和国  
 スーダン  ソマリア  中央アフリカ  
 リビア

C) 上記のA), B) 以外の国・地域 ( )

A) にチェックの場合、訪問先は外国ユーザーリストに掲載されているか？

掲載あり  掲載なし

設問1又は設問2のいずれかで「該当」又は「不明あるいは疑問あり」にチェックした場合、その他の懸念がある場合、若しくは設問3の回答でa) をチェックした場合、又は訪問国についてA) の国をチェックし訪問先が外国ユーザーリストに掲載されている場合、あるいはB) の国にチェックした場合、本確認シートを研究推進部に送付し相談してください。

外国ユーザーリストは経済産業省の最新版を、

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#gaikokuuserlist> で参照してください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

取引可

「審査票」の起票を要する

部科校責任者

年 月 日

審 査 票

作成年月日： 年 月 日

## 1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）		
技術・貨物の名称		（金額）：_____
該非判定 （1～15項）	<技術> 外為令別表： _____ 項 _____ 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義（貨物等省令： _____ 条 _____ 項 _____ 号） <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> 規制対象外	
	<貨物> 輸出令別表第1： _____ 項 _____ 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義（貨物等省令： _____ 条 _____ 項 _____ 号） <input type="checkbox"/> 少額特例 <input type="checkbox"/> 規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
仕向地（国名）		<input type="checkbox"/> ホワイト国 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
契約先	名称 （英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載及び資料を添付すること。 （ _____ ）
	所在地	
需要者又は利用者	名称 （英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載及び資料を添付すること。 （ _____ ）
	所在地	
用途		内容 （ _____ ） <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他 資料： <input type="checkbox"/> 有（ _____ ） <input type="checkbox"/> 無

インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
取引経路	→ →		
契約予定	年 月 日	取引予定 期間	年 月 日 ～ 年 月 日

以下は、輸出管理責任者が記入します。

2. 総合取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特例(少額, その他)
	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 個別許可	<input type="checkbox"/> 許可例外
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談		<input type="checkbox"/> 不承認	
取引承認条件				
上記判定理由				

(申請者・記載者氏名 )

統括責任者	管理責任者	部科校責任者

二次審査申請用内申文例

平成 年 月 日

日本大学理事長 殿  
日本大学学長 殿

〇 〇 〇 学 部 長

安全保障輸出管理に係る取引等について（内申）

標記のことについて、下記のとおり取引等をしてよろしいか内申いたします。

記

- 1 申請者 〇 〇 〇 〇 （所属学科，資格）
- 2 種 別 （「貨物の輸出」「技術の提供」「留学志願」「外国人訪問受入れ」「外国出張」のいずれかを記載）
- 3 取引内容 別紙審査票のとおり
- 4 添付書類
  - ① 審査票
  - ② 事前確認シート

以 上

## 日本大学安全保障輸出管理規程

(平成30年 3月 2日制定)  
(平成30年 4月 1日施行)

## (目 的)

第1条 この規程は、日本大学（以下「本大学」という）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |               |   |
|---------------|---|
| ① 外為法等        | 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。                               |
| ② 技術の提供       | 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。                  |
| ③ 貨物の輸出       | 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。                           |
| ④ 取 引         | 技術の提供又は貨物の輸出をいう。  |
| ⑤ リスト規制技術     | 外国為替令（昭和55年政令第260号、以下「外為令」という）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。  |
| ⑥ リスト規制貨物     | 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号、以下「輸出令」という）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。                                    |
| ⑦ キャッチオール規制   | 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。 |
| ⑧ 該非判定        | 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。                                    |
| ⑨ 取引審査        | 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう）を確認し、本大学として当該取引を行うかを判断することをいう。            |
| ⑩ 大量破壊兵器等     | 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。                        |
| ⑪ 通常兵器        | 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。  |
| ⑫ 大量破壊兵器等の開発等 | 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。  |
| ⑬ 通常兵器の開発等    | 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。  |
| ⑭ 教職員等        | 役員、教員、職員及び研究員その他本大学に雇用される者をいう。  |
| ⑮ 学 生         | 学部、大学院及び短期大学部に在籍する学生（研究生等を含む）をいう。   |

(適用範囲)

第3条 この規程は、本大学の教職員等並びに学生（以下「教職員等」という）が行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本大学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- ① 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
- ② 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- ③ 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(最高責任者)

第5条 本大学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

2 最高責任者は、本大学における輸出管理に係る業務を総括し、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という）を置き、副学長1名をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者の指示に基づき、本大学における輸出管理業務を次条の輸出管理責任者及び第8条の部科校輸出管理責任者に分担し、その業務を統括するとともに、次の業務を行う。

- ① 教職員等が行う技術の提供又は貨物の輸出の承認・許可
- ② 技術の提供又は貨物の輸出に係る該非判定及び取引審査の承認
- ③ 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請
- ④ 教職員等の技術の提供又は貨物の輸出に係る事故対応
- ⑤ 外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策の立案

3 統括責任者は、前項各号の業務を行うに当たり、第9条に定める輸出管理委員会の意見を聴くことができる。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という）を置き、研究推進部長をもって充てる。

2 管理責任者は、統括責任者及び次条の部科校輸出管理責任者間の連絡調整を図るほか、統括責任者の指示の下、次に掲げる輸出管理業務を行う。

- ① 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請の手続
- ② 技術の提供及び貨物の輸出に係る該非判定及び取引審査（二次審査）の実施
- ③ 本部教職員に対する教育・指導
- ④ 本部における監査の実施
- ⑤ 教職員等の技術の提供又は貨物の輸出に係る事故対応
- ⑥ その他輸出管理に係る業務

(部科校輸出管理責任者)

第8条 部科校における輸出管理に関する事務を行うため、部科校輸出管理責任者（以下「部科校責任者」という）を置き、部科校の長をもって充てる。

2 部科校責任者は、統括責任者の指示の下、部科校における次に掲げる輸出管理に係る業務を行う。

- ① 技術の提供又は貨物の輸出に係る該非判定及び取引審査（一次審査）の実施
- ② 管理責任者への該非判定及び取引審査（二次審査）の申請
- ③ 教職員等に対する教育・指導
- ④ 監査の実施
- ⑤ 教職員等の技術の提供又は貨物の輸出に係る事故対応
- ⑥ その他輸出管理に係る業務

(輸出管理委員会)

第9条 本大学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- ① 該非判定、例外適用及び取引審査に関する事項
- ② 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- ③ 監査に関する事項
- ④ その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の者をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- ① 統括責任者
- ② 管理責任者
- ③ その他委員長が必要と認めた者

(教職員等の義務)

第10条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、技術の提供又は貨物の輸出に関して第11条から第15条までの手続に従うとともに、必要な書類の作成等に協力しなければならない。

(事前確認)

第11条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「事前確認シート」に基づき次の事項について確認を行い、取引審査の手続の要否について、部科校責任者の判定を受けなければならない。

- ① 相手先に関する懸念情報
- ② 例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用
- ③ リスト規制に係る該非判定
- ④ 技術又は貨物の用途確認
- ⑤ 需要者確認

2 前項の事前確認により取引審査の手続が不要の場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(取引審査)

第12条 前条第1項により、取引審査の手続が必要とされた教職員等は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める「審査票」を起票し、部科校責任者及び管理責任者による取引審査（一次審査・二次審査）を受けなければならない。

2 管理責任者は、必要に応じ輸出管理委員会に審査を依頼することができる。

3 管理責任者は、審査の結果を統括責任者に報告し承認を受けなければならない。

(許可申請)

第13条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第14条 教職員等は、技術を提供する場合、第11条の事前確認及び第12条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第12条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第15条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第11条の事前確認及び第12条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されて

いることを確認しなければならない。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、第12条の取引審査の手續の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手續を取り止めて部科校責任者へ報告する。部科校責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第16条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、10年間保管しなければならない。

(監査)

第17条 管理責任者及び部科校責任者は、統括責任者の指示の下、本大学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を年に1回行うものとする。

(調査)

第18条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第19条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第20条 管理責任者及び部科校責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第21条 教職員等は、外為法等又はこの規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を部科校責任者を通じて管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(処分)

第22条 本大学は、故意又は重大な過失によりこの規程に違反した者又はこれに関与した者に対し、本大学の就業規則等に基づき懲戒処分を行うことができる。

(所管)

第23条 この規程に関する事務は、研究推進部が行う。

(内規等)

第24条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## II 安全保障輸出管理とは

### 1 安全保障輸出管理の必要性

安全保障輸出管理は、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な技術や貨物が、我が国及び国際的な平和と安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための技術の提供や貨物の輸出の管理を行うことです。

### 2 大学が安全保障輸出管理に取り組む必要性

北朝鮮による核・ミサイル開発を始め、懸念国による軍事能力強化の動きが活発化する一方で、非国家主体によるテロリズムが世界中に拡大し、化学兵器を使用した事案も報告されるなど、世界の安全保障環境は大きく変化しています

また、近年、民生技術が技術革新を主導するようになり、デュアルユース技術等の民生技術を軍事転用する動きも出てきている中で、貨物のみならず技術の管理の重要性が高まっており、また懸念国やテロリストが研究者や留学生を派遣するといった例があるなど、その調達活動は益々多様化させており、大学や研究機関においても、技術及び貨物の管理を適切に行う必要があります。

図 1

#### <外国における高度技術流出の懸念事例> (出展) 各種報道等

米国では、懸念国等からの高度な技術の獲得が懸念される事例が発生しており、その中には、内外の大学等が関係する事案で、関係者に有罪判決が下された事例もあります。

##### 米国事例 1

- イリノイ州のエンジニアリング会社Trexim Corporationの社長であるBilal Ahmedは、炭素繊維等を無許可でパキスタン宇宙高層大気研究委員会に輸出。
- パキスタン宇宙高層大気研究委員会は、米国において凍結対象エンティティに指定されていた(外国ユーザーリスト掲載)。なお、パキスタン国内の大学と一部の施設を共同利用しており、歴代の同委員会議長も大学や軍出身者が占める。
- Ahmedは、この罪で懲役2年の判決を受けた。

##### 米国事例 2

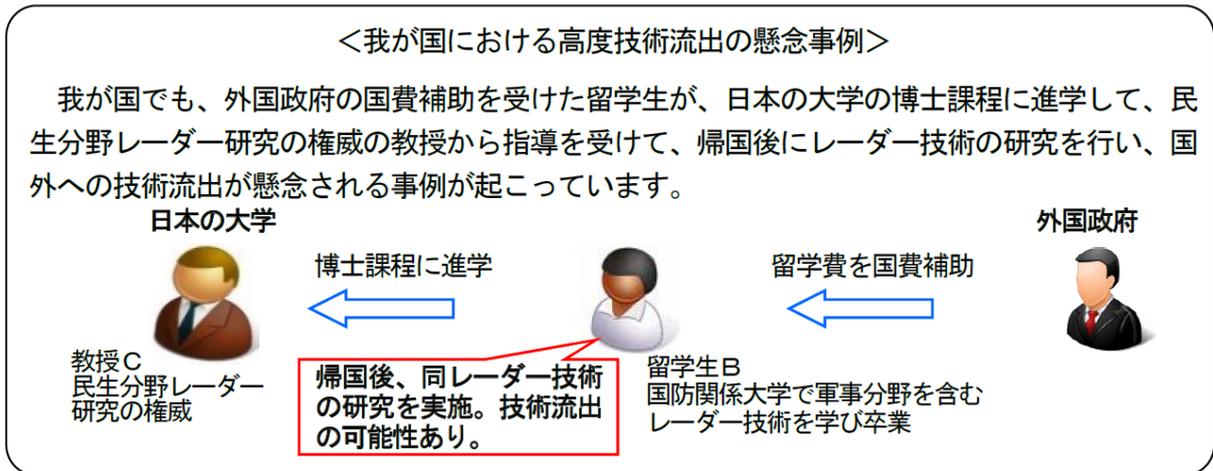
- フロリダ在住の中国人女性、Amin Yuは、中国のハルビン工業大学に勤務する教授等の指示により、平成14年から平成26年にかけて、海洋潜水艇用のシステム及び構成部材を中国に輸出。
- 輸出の目的のひとつとして、ハルビン工業大学の教授が、海洋潜水艇無人水中艇、遠隔操作式艇、自律水中艇の開発に使用するためであったことが判明。
- 以上の理由により、Amin Yuは、米国に対する詐欺行為及び米国に対する犯罪を企て、違法な輸出情報活動を行ったとして起訴された。また、Amin Yuは、起訴の内容を認めている。

##### 米国事例 3

- Atmospheric Glow Technologies (AGT)社は米空軍研究所(USAF)と、無人航空機用プラズマアクチュエータの研究契約を結んでいた。
- テネシー大学J. Reece Roth教授の元教え子(Daniel Max Sherman)がAGT社にいたこともあり、上記研究について同教授とAGT社は共同研究の契約を結んだ。
- Roth教授とSherman氏は、大学院生助手に研究を手伝わせることで一致。同教授の下で研究活動を行っていた中国人・イラン人学生などに米国政府の許可を得ないまま、この研究に関する報告書へのアクセスを認めた。また、Roth教授は、講演のためUSAFとの研究に関する技術情報の入ったパソコンを輸出許可を得ずに中国に持ち出した。
- これにより、Roth教授とSherman氏は武器輸出管理法違反の罪に問われ、それぞれ懲役4年、懲役14か月(1年強)の判決を受けた。

##### 米国事例 4

- ニュージャージー州在住の中国人で、防衛企業・L-3 Communicationsの元従業員・劉思星氏は、米国の軍事(ミサイルの誘導システム等)に関する大量の機密データを保持し、当該機密データを中国の大学及び中国政府のシンポジウム等で開示。
- 具体的には、中国の重慶および上海で開催された会議にパソコンを持ち込み、自身が米国で従事している職務上の技術のほかに、米国の法律で輸出が禁じられている国防に関する技術まで紹介。
- これにより、劉思星氏は武器輸出規制法違反及び商業秘密の窃取等の罪を問われ、懲役70か月(6年弱)の判決を受けた。



大学において「技術の提供」や「貨物の輸出」を行う機会は次のような例があります。

技術提供等の機会	具体例
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実験装置の貸与に伴う提供</li> <li>○共同研究に伴う実験装置の改良, 開発</li> <li>○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供</li> <li>○電話や電子メールでの提供</li> <li>○会議, 打合せ 等</li> </ul>
研究試料等の持出し, 海外送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サンプル品の持ち出し, 海外送付</li> <li>○自作の研究資機材を携行, 海外送付 等</li> </ul>
留学生・外国人研究者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実験装置の貸与に伴う提供</li> <li>○研究指導に伴う実験装置の改良, 開発</li> <li>○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供</li> <li>○電話や電子メールでの提供</li> <li>○授業, 会議, 打合せ</li> <li>○研究指導, 技能訓練 等</li> </ul>
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究施設の見学</li> <li>○工程説明, 資料配付 等</li> </ul>
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術情報を口頭で提供</li> <li>○技術情報をパネルに展示 等</li> </ul>

### 3 リスト規制とキャッチオール規制

外為法に基づく輸出規制は、①リスト規制と②キャッチオール規制から構成されており、これらの規制に該当する技術の提供や貨物の輸出は、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

#### ① リスト規制

武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い技術や貨物に該当する場合には、輸出等の仕向地にかかわらず経済産業大臣の事前許可が必要になります。

具体的には、品目（リスト）が「外為令2別表」及び「輸出令3別表第1」に、仕様（スペック）が「貨物等省令」に規定されています。したがって、提供する技術や輸出する貨物が、これらに該当するかを判定する必要があります。

「外為令別表」及び「輸出令別表第1」に規定されている品目は次頁以降のとおりであり、これらの品目が「貨物等省令」に規定されている仕様に該当すれば、リスト規制の対象になります。

## リスト規制一覧 (2017年6月時点)

項番	項目	項番	項目
<b>1 武器</b>		(29)	遠心力式釣合試験機
(1)	銃砲・銃砲弾等	(30)	フィラメントワインディング装置等
(2)	爆発物・発射装置等	(31)	レーザー発振器
(3)	火薬類・軍用燃料	(32)	質量分析計・イオン源
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(33)	圧力計・ペローズ弁
(5)	指向性エネルギー兵器等	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石
(6)	運動エネルギー兵器等	(35)	真空ポンプ
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(35の2)	スクロール型圧縮機等
(8)	軍用船舶等	(36)	直流電源装置
(9)	軍用航空機等	(37)	電子加速器・エックス線装置
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(38)	衝撃試験機
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等
(12)	軍用探照灯・制御装置	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(42)	光電子増倍管
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(43)	中性子発生装置
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(44)	遠隔操作のマニピュレーター
(16)	兵器製造用機械装置等	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ
<b>2 原子力</b>		(47)	トリチウム
(1)	核燃料物質・核原料物質	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(49)	白金触媒
(3)	重水素・重水素化合物	(50)	ヘリウム3
(4)	人造黒鉛	(51)	レニウム等の一次製品
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(52)	防爆構造の容器
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	<b>3 化学兵器</b>	
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料
(8)	周波数変換器等	(2)	化学製剤用製造機械装置等
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	<b>3の2 生物兵器</b>	
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(1)	軍用細菌製剤の原料
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(2)	細菌製剤用製造装置等
(11)	しごきスピニング加工機等	<b>4 ミサイル</b>	
(12)	1 数値制御工作機械	(1)	ロケット・製造装置等
	2 測定装置	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等
(13)	誘導路・アーク炉・溶解炉等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等
(14)	アイソスタチックプレス等	(3)	推進装置等
(15)	ロボット等	(4)	しごきスピニング加工機等
(16)	振動試験装置等	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(5の2)	ポンプに使用できる軸受
(18)	ベリリウム	(6)	推進薬・原料
(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(7)	推進薬の製造・試験装置等
(20)	ほう素10	(8)	粉粒体用混合機等
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等
(22)	るつぼ	(10)	複合材料製造装置等
(23)	ハフニウム	(11)	ノズル
(24)	リチウム	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他
(25)	タングステン	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置
(26)	ジルコニウム	(14)	複合材用の炉・制御装置
(27)	ふっ素製造用電解槽	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等

項番	項目	項番	項目
(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他	(4)	超電導材料を用いた装置
(18)	アビオニクス装置等	(5)	超電導電磁石
(18の2)	ロケット・UAV用熱電池	(6)	一次・二次セル、太陽電池セル
(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	(7)	高電圧用コンデンサ
(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	(8)	エンコーダ
(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他	(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール
(22)	ロケット搭載用電子計算機	(8の3)	電力制御用半導体素子
(23)	ロケット・UAV用A/D変換器	(9)	サンプリングオシロスコープ
(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他	(10)	アナログデジタル変換器
(24の2)	ロケット設計用電子計算機	(11)	デジタル方式の記録装置
(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	(12)	信号発生器
(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レードーム	(13)	周波数分析器
<b>5 先端材料</b>		(14)	ネットワークアナライザー
(1)	ふっ素化合物製品	(15)	原子周波数標準器
(2)	(削除)	(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置
(3)	芳香族ポリイミド製品	(16)	半導体製造装置等
(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	(17)	マスク・レチクル等
(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置	(18)	半導体基板
(6)	金属磁性材料	(19)	レジスト
(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物
(8)	超電導材料		燐・砒素他の有機化合物
(9)	(削除)	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物
(10)	潤滑剤	(22)	炭化けい素等
(11)	振動防止用液体	<b>8 電子計算機</b>	
(12)	冷媒用液体	(1)	電子計算機等
(13)	セラミック粉末	<b>9 通信</b>	
(14)	セラミック複合材料	(1)	伝送通信装置等
(15)	ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他	(2)	電子交換装置
(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他	(3)	通信用光ファイバー
(17)	ふっ化ポリイミド等	(4)	(削除)
(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等	(5)	フェーズドアレーアンテナ
<b>6 材料加工</b>		(5の2)	監視用方向探知器等
(1)	軸受等	(5の3)	無線通信傍受装置等
(2)	数値制御工作機械	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置
(3)	歯車製造用工作機械等	(5の5)	インターネット通信監視装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等
(5)	コーティング装置等	(7)	暗号装置等
(6)	測定装置等	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等
(7)	ロボット等	(9)	(削除)
(8)	フィードバック装置他	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等
(9)	絞リスピニング加工機	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置
<b>7 エレクトロニクス</b>		<b>10 センサー等</b>	
(1)	集積回路	(1)	水中探知装置等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(2)	光検出器・冷却器等
(3)	信号処理装置等	(3)	センサー用の光ファイバー

項番	項目	項番	項目
(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(7)	ロボット・制御装置等
(5)	反射鏡	(8)	電気制動シャッター
(6)	宇宙用光学部品等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(10)	簡易爆発装置等
(7の2)	非球面光学素子	(11)	爆発物探知装置
(8)	レーザー発振器等	<b>15 機微品目</b>	
(8の2)	レーザーマイクロフォン	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9の2)	水中検知装置	(3)	核熱源物質
(10)	重力計・重力勾配計	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	レーダー等	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(12)	光反射率測定装置他	(5)	水中探知装置等
(13)	重力計製造装置・校正装置	(6)	宇宙用光検出器
(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
<b>11 航法装置</b>		(8)	潜水艇
(1)	加速度計等	(9)	船舶用防音装置
(2)	ジャイロ스코ープ等	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(3)	慣性航行装置		
(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム 電波受信機、航空機用高度計等		
(4の2)	水中ソナー航法装置等		
(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他		
<b>12 海洋関連</b>			
(1)	潜水艇		
(2)	船舶の部分品・附属装置		
(3)	水中回収装置		
(4)	水中用の照明装置		
(5)	水中ロボット		
(6)	密閉動力装置		
(7)	回流水槽		
(8)	浮力材		
(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具		
(10)	妨害用水中音響装置		
<b>13 推進装置</b>			
(1)	ガスタービンエンジン等		
(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等		
(2の2)	人工衛星等の制御装置等		
(3)	ロケット推進装置等		
(4)	無人航空機等		
(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定		
<b>14 その他</b>			
(1)	粉末状の金属燃料		
(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質		
(3)	ディーゼルエンジン等		
(4)	〈削除〉		
(5)	自給式潜水用具等		
(6)	航空機輸送土木機械等		

② キャッチオール規制

キャッチオール規制においては、ほぼすべての技術・貨物が規制対象となっており、提供技術や輸出貨物がリスト規制に該当しない場合であっても、用途、需要者等によって輸出許可申請が必要な場合があります。

1) 大量破壊兵器キャッチオール規制

相手先が輸出管理を厳格に実施している国（ホワイト国）以外の地域である場合、提供技術や輸出貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれがあると輸出者等が知った場合、または用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム通知）を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要になります。

2) 通常兵器キャッチオール規制

相手先が国連武器禁輸国・地域の場合、提供技術や輸出貨物が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあると、輸出者等が知った場合、または用いられるおそれがあるとして経済産業大臣からインフォーム通知を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

また、相手先が国連武器禁輸国・地域以外の非ホワイト国である場合、通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣からインフォーム通知を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

図 3

◆大量破壊兵器キャッチオール規制

最終仕向地	許可が必要となる要件		
	インフォーム要件	客観要件	
		用途要件	需要者要件
ホワイト国以外の国・地域	○	○	○

◆通常兵器キャッチオール規制

最終仕向地	許可が必要となる要件		
	インフォーム要件	客観要件	
		用途要件	需要者要件
国連武器禁輸国・地域	○	○	—
ホワイト国以外の国・地域（国連武器禁輸国・地域を除く）	○	—	—

【ホワイト国】

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 27カ国

【国連武器禁輸国・地域】

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン 10カ国・地域

## 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1 リン酸トリブチル(TBP)	核兵器	21 TIG溶接機, 電子ビーム溶接機	核兵器, ミサイル
2 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維		22 放射線測定器	核兵器
3 チタン合金	核兵器, ミサイル	23 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
4 マルエージング鋼		24 カールフィッシャー方式の水分測定装置	
5 口径ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器	25 プリプレグ製造装置	
6 しごきスピニング加工機	核兵器, ミサイル	26 人造黒鉛	核兵器, ミサイル
7 数値制御工作機械		27 ジャイロスコープ	ミサイル
8 アイソスタチックプレス		28 ロータリーエンコーダ	
9 フィラメントワインディング装置		29 大型トラック(トラクタ, トレーラー, ダンプを含む)	
10 周波数変換器	核兵器	30 クレーン車	
11 質量分析計又はイオン源		31 密閉式の発酵槽	
12 振動試験装置	核兵器, ミサイル	32 遠心分離機	生物兵器
13 遠心力釣り合い試験器		33 凍結乾燥機	
14 耐食性の圧力計・圧力センサー		34 耐食性の反応器	ミサイル, 化学兵器
15 大型の非破壊検査装置	35 耐食性のかくはん機		
16 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器	36 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
17 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置		37 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
18 大型発電機		38 耐食性の充てん用の機械	
19 大型の真空ポンプ		39 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル, 生物・化学兵器
20 耐放射線ロボット		40 UAVに搭載するよう設計された噴霧器	

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例  
 ～シリア向けの場合～ 2013年10月15日施行  
 以下の物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要。

品目	懸念される用途
1 ドラフトチャンバー	化学兵器
2 フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3 塩化アルミニウム(7446-70-0), ジクロロメタン(75-09-2), N, N-ジメチルアニリン(121-69-7), 臭化イソプロピル(75-26-3), イソプロピルエーテル(108-20-3), モノイソプロピルアミン(75-31-0), 臭化カリウム(7758-02-3), ピリジン(110-86-1), 臭化ナトリウム(7647-15-6), ナトリウム金属(7440-23-5), トリブチルアミン(102-82-9), トリエチルアミン(121-44-8), トリメチルアミン(75-50-3), アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4 ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5 ブチリルコリンエステラーゼ, 臭化ピリドスチグミン(101-26-8), 塩化オビドキシム(114-90-9)	
6 バイオセーフティキャビネット, グローブボックス	
7 バッチ式遠心分離機	生物兵器
8 発酵槽	
9 反応器, かくはん機, 熱交換器, 凝縮器, ポンプ(11を除く。), 弁, 貯蔵容器, 蒸留塔, 吸収塔	化学兵器
10 クリーンルーム, HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11 真空ポンプ又はその部分品	
12 化学物質の分析装置, 検知装置等	化学兵器

(注) 3から5までの( )の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

## 外国ユーザーリスト掲載大学一覧(2017年8月9日現在)

No.	国名	組織名(大学名)	別名	懸念区分
1	イスラエル	Ben-Gurion University of the Negev		核
2	イラン	Amir Kabir University of Technology	•Amirkabir University of Technology	ミサイル, 核
3	イラン	Baghyatollah Medical Sciences University (BMSU)	•Baghyatollah Medical Sciences University •Bagiatollah Medical Sciences University •Baqiatollah Medical Sciences University •Baqiyatallah Medical Sciences University •Baqiyatallah University of Medical Sciences •Baqyatollah Medical Sciences University	ミサイル, 核
4	イラン	Imam Hossein University (IHU)	•Emam Hoseyn Comprehensive University •Imaam Hossein University •Imam Hoseyn University •Imam Hossein University Complex •Imam Hussein University •University of Imam Hoseyn	生物, 化学, ミサイル, 核
5	イラン	Iran University of Science and Technology (IUST)	•Iran University of Science & Technology (IUST) •University of Elm-o-Sanat	ミサイル, 核
6	イラン	Isfahan University of Technology (IUT)		生物, 化学, ミサイル, 核
7	イラン	Islamic Azad University (IAU)		核
8	イラン	Khajeh Nassir-Al-Deen Toosi (K. N. Toosi) University of Technology	•K N Toosi (Khajeh Nassir-Al-Deen Toosi) University •Khajeh Nassir-Al-Deen Toosi (K N Toosi) University •Khajeh Nassir-Al-Deen Toosi University	生物, 化学, ミサイル, 核
9	イラン	Malek Ashtar University	•Daneshgah-E Sana-Ti-Ye Malek-E Ashtar •Malek Ashtar Aviation University Complex •Malek Ashtar Industrial University •Malek Ashtar University of Defense Technology •Malek ashtar University of Technology •Malek-E Ashtar Technical University •Malek-E Ashtar University	ミサイル, 核
10	イラン	Sharif University of Technology (SHFT)	•Sharif Technical University •SUT	ミサイル, 核
11	イラン	Shiraz University		ミサイル, 核
12	イラン	Tarbiat Modarres University		生物, 化学, ミサイル, 核
13	イラン	University of Tehran	•Tehran University	生物, 化学, ミサイル, 核
14	北朝鮮	Kim Chaek University of Technology (金策工業総合大学)		生物, 化学, ミサイル, 核
15	北朝鮮	Kim Il Sung University(金日成総合大学)		生物, 化学, ミサイル, 核
16	北朝鮮	National Defense College(国防大学)	•Kanggye Defense College (江界国防大学)	生物, 化学, ミサイル, 核
17	北朝鮮	Pyongyang Technical University (平壤技術大学)		核
18	北朝鮮	University of Chemical Industry (化学工業大学)		核
19	シリア	Damascus University		生物, 化学, ミサイル, 核
20	シリア	University of Aleppo	•Aleppo University	化学, ミサイル
21	中国	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	•Beihang University	ミサイル
22	中国	Harbin Institute of Technology (HIT) (哈爾濱工業大学)		ミサイル
23	中国	National University of Defense Technology (NUDT)(国防科学技術大学)		ミサイル
24	中国	Northwestern Polytechnical University (西北工業大学)	•Northwest Polytechnic University •Northwest Polytechnical University •Northwestern Polytechnic University	ミサイル
25	中国	University of Electronic Science and Technology of China (UESTC)(電子科技大学)		化学, ミサイル

## 4 技術の提供等の許可申請

3で示した規制対象の技術の提供や貨物の輸出をする際には、経済産業大臣の事前許可を取得する必要があります。

本学におけるその要否に係る手続き方法については、IIで説明しますが、各自で3の内容を理解し、規制対象となる場合には経済産業大臣の許可が必要であることを認識して下さい。

## 5 居住者及び非居住者について

外為法では、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に転用可能な規制技術の流出を防止する観点から、規制技術を、①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、②技術の提供者や相手先が居住者であっても非居住者であっても、外国において提供することを目的とする取引を行おうとする場合には、経済産業大臣の許可が必要となります

	居住者	非居住者
外国人	(1) 我が国にある事務所に勤務する者 (2) 我が国に入国後6月以上経過している	(3) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 (4) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人 (外国において任命又は雇用された者に限る) (5) (1)から(4)除く全ての外国人
日本人	(6) 日本の在外公館に勤務する者 (7) (6)(8)(9)(10)を除く全ての日本人	(8) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 (9) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 (10) 出国後外国に2年以上滞在している者 (11) 上記(8)～(10)に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
法人	(12) 外国法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所 (13) 我が国の在外公館 (14) (13)(15)を除く日本法人等	(15) 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 (16) 我が国にある外国政府の公館及び国際機関 (17) (12)(16)を除く外国法人等

国・地域の判断に当たっては、非居住者の居所若しくは住所又は主たる事務所の所在が基準となり、居住者がA国内に事務所を有する研究機関に勤務するB国人に対してリスト規制技術を提供する場合は、A国の事務所に勤務しているため、相手先の国籍がB国であってもA国に対する技術提供となります。

また、①技術の提供先が研究者個人の場合は、当該個人の居住性により判断され、②研究者個人ではなく組織に提供される場合は、当該組織の居住性により判断されます。学生（留学生）についても、研究者の場合と基本的に同様です。

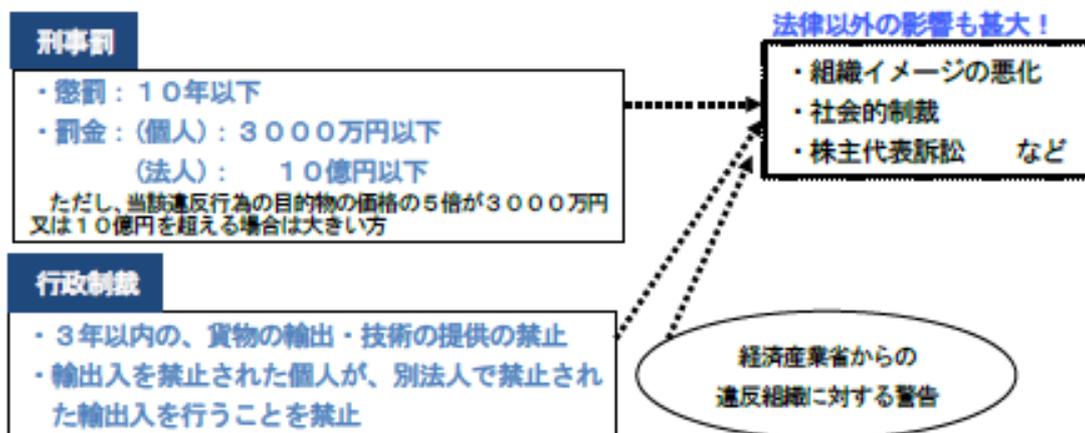
## 6 法令違反に対する罰則

外為法では、必要な許可を取得しないで、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行った場合など、法令の規定に違反した場合に、刑事罰と行政制裁が科されることがあります。

外為法違反の責任を問われるのは、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行う教職員本人であり、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行う大学も法的な責任を問われることとなります。

また、これらの罰則は、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行った個人及び当該個人が属する法人ともに対象となり、違反の内容如何によっては、個人と法人の両方が処分対象となることもあります。

図 5



「Ⅱ 安全保障輸出管理とは」については（図1～5を含む）、経済産業省貿易管理部発行「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版」より引用